

鶴岡市立あつみ小学校いじめ防止基本方針

はじめに

<目的>

児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等に関する基本方針を策定し、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

令和元年8月1日 鶴岡市立あつみ小学校

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校のいじめの防止等の対策に関する基本理念は、次の通りである。

- いじめ防止対策推進法第3条の規定に基づき、
 - ・ いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
 - ・ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
 - ・ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、市及び市教育委員会、その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 関係者の責務・役割

(1) 学校及び学校の教職員

- 法第8条の規定及び市基本理念にのっとり
 - ・ 学校に在籍する児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
 - ・ 学校は法第13条の規定に基づき、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定し、法第22条の規定に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という）を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(2) 保護者

- 法第9条の規定に基づき、保護者は、
 - ・ 子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
 - ・ その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護する。
 - ・ 国、市、市教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(3) 学区住民

- 法第3条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策は、社会総がかりで取り組むべきものである。学区住民も、その対策においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係者との連携の下、いじめ問題の克服することを目指すよう努める。

(4) 児童

- 法第4条の規定に基づき、児童はいじめを行ってはいけない。また、学校基本方針に則り、いじめの防止等の対策に主体的・積極的に取り組むようにする。

3 法が規定するいじめ防止等への組織的対策

(1) 基本方針の策定

- 本校では、法第13条の規定に基づき「鶴岡市立あつみ小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 学校の基本方針の内容

- いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された学校基本方針の策定や組織体制・いじめへの組織的な対応・重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明確にするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取り組みを定めるものである。

(3) いじめの防止等のための組織

- ① あつみ小学校いじめ対策委員会
 - ・ 法第22条の規定に基づき、鶴岡市立あつみ小学校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職・複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「あつみ小学校いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」）を置く。
- ② いじめ問題対応委員会
 - ・ 法第28条第1項の規定に基づき、市教育委員会又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

4 いじめの定義

- いじめの定義は法第2条において以下のとおり規定されており、本校もこれに則るものとする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。

- また、この条文について、国基本方針には以下の通り説明がなされており、本校において条文を解釈する場合も同様とする。

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- ・ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ・ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級、縦割り班、スポーツ少年団や学童保育所等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

6 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

(→ 詳細は **第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項** に示す。)

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ

あい装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、法第16条の規定に基づき、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(→ 詳細は **第2 いじめ防止等のための対策に関する事項** に示す。)

(3) いじめへの対処

- 法第23条第1項の規定に基づき、いじめがあることが確認された場合には、学校は、
 - ・ 直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・ 詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する。等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を取る。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

(4) 地域や家庭との連携

- 社会全体で児童を見守り健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭との連携が必要である。
 - ① 法第8条の規定に基づき、学校はその連携の中心的役割を担うようにする。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - ② 学校関係者とPTAや地域関係団体等がいじめの問題について情報交換及び協議を行う機会を以下のように設けいじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
 - ・ 「あつみ小学校PTA」：常任委員会（PTA会長・副会長・各部長・幹事）及び総会（全会員）
 - ・ 「あつみ小学校後援会」：常任委員会・理事会（各自治会長）

(5) 関係機関との連携

- ① 市教育委員会との連携（温海ブロック担当指導主事、鶴岡市教育相談センター、スクールカウンセラー 等）
- ② 外部機関との連携（鶴岡警察署、庄内児童相談所、医療機関、学童保育所 放課後デイサービス等）
- ③ 温海ブロック小・中学校との連携（温海ブロック校長会・教頭会・教務主任会・生徒指導主任会等）
 - ・ 各学校の児童生徒のいじめ等に係る取組についての情報交換および対策等の共有を図る。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 あつみ小学校の基本的な取り組み

本校は、いじめの防止等のため、学校基本方針に基づき「鶴岡市立あつみ小学校いじめ対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じ、以下の事項について推進する。

(1) 「学校基本方針」の策定

法第13条の規定に基づき、国基本方針、県基本方針、市基本方針を参考に、本校の実情に応じ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「あつみ小学校いじめ防止基本方針」（以下、**学校基本方針**という。）として策定する。

- ① 学校基本方針を定める意義
 - 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、学校への対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
 - いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し児童が学校生活を送る上での安心感を与えると共に、いじめの加害行為の抑止につながる
 - 加害者への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

- ② 「学校基本方針」の中核的内容
- いじめの防止
 - ・ 「学校いじめ防止プログラム」（取組方針設定，具体的指導内容のプログラム化等）を示す。
 - いじめの早期発見及びいじめ事案への対処
 - ・ **「いじめの早期発見・事案対処のマニュアル」**（→ P.18～【資料】のページ参照）
 - ・ 加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を，いじめの加害児童に対する成長支援の観点から定める。
 - 「いじめ対策委員会」
 - ・ 本校では，職員会議および職員打ち合わせの際に児童理解の時間を位置づけることを基本とし，随時活動を行うものとする。
 - ・ 役割及び年間行動計画，組織の役割内容，年間のいじめの未然防止，早期発見及び事案対処の行動計画，校内研修の実施計画等
 - 校内研修の計画
 - 学校基本方針の策定・実施・点検・改善

- ③ いじめの防止等のための取組に係る**達成目標**の設定
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組みの実施。
 - 早期発見・事案対処のマニュアルの実行。
 - 定期的または必要に応じたアンケート，個人面談・保護者面談の実施。
 - 校内研修の実施。

実施時期		研修内容	備考
1 学期	4 月	・ 「いじめ防止基本方針」「いじめの早期発見・事案対処のマニュアル」についての共通理解のための研修	職員会議
	5 月	・ こどもアンケート①実施と共通理解	職員会議
	6 月	・ いじめアンケート①の分析結果の研修①	校内研修
2 学期	9 月	・ こどもアンケート②の実施と共通理解	職員会議
	11 月	・ いじめアンケート②・Q-Uの結果分析と対応の研修	校内研修
3 学期	1～2 月	・ こどもアンケート③の実施と共通理解 ・ いじめ防止の取り組みの評価・成果と課題の検討	年間反省
随 時		・ 児童の様子等の情報交換と共通理解	職員打合せ

- ④ 学校評価の設定
- 学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け，学校教育法第42条並びに学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第66条，第67条及び第68条にのっとり，学校評価ガイドライン（平成28年改訂）を踏まえて実施する。
 - 上記の③で設定したいじめの防止等のための取組に係る目標の達成状況について評価する。
 - 以上の評価の際には，市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。各学校は，評価結果を踏まえ，いじめの防止等のための取組を改善する。

- ⑤ 「学校基本方針」に係る連携・参画
- 方針を検討する段階から保護者，地域住民，関係機関等の参画を得る。
 - 関係者との具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。
 - いじめの防止等について児童の主体的・積極的な参加について定める。
 - 学校基本方針の策定に際し，いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう，児童の意見を取り入れる。

- ⑥ 「学校基本方針」の公開と説明
- 保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるように学校のホームページへ掲載する。
 - 学校基本方針の内容を，入学時・各年度の開始時期に児童，保護者，関係機関等に説明する。

(2) 学校いじめ対策組織の取り組み等

法第22条の規定に基づき、本校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となるよう「鶴岡市立あつみ小学校いじめ対策委員会」を常設する。(以下、「対策委員会」という。)

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応し、必要に応じて、外部専門家(心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等)が参加しながら対応する。特に、次の①～③に留意して取り組むようにする。

① いじめの防止等

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。(全職員)
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を行う。(→教頭)
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。(→教頭・教育相談担当)
- いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有をする。
- 関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を組織的に行う。(担任→教頭・教育相談担当)
- いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。(→校長・教頭・該当職員)

② 「学校基本方針」に基づく各種取り組み

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正(学校評価の実施及びその結果に基づく改善等を含む。)を行う。
- 「学校基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 「学校基本方針」が対策委員会の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、その見直しを行う。
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、児童及び保護者に対して対策委員会の存在及び活動が認識される取り組みを実施する。
- いじめの早期発見のために、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童から認識されるようにする。
- 市教育委員会から、対策委員会の役割が果たされているかどうか確認を受け、必要な指導・助言を受ける。
- 児童に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童が対策委員会の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。
- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制にする。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て対策委員会に報告・相談する。
- 対策委員会に集められた情報について、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を行う。
- 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定める。
- いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることを目的に、学校の管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- 「学校基本方針」の策定や見直し、学校で定めたいじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う。

③ 組織構成

- 対策委員会の構成員については、学校の管理職、生徒指主任、養護教諭、学級担任、教科担任、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定し、また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、関係の深い教職員を追加する。
- 法第22条に規定の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」については、可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を対策委員会に参画させ、実効性のある人選を行う。
- いじめの未然防止と早期発見の実効性を高めるために、また、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越え、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、対策委員会に、児童に最も接する機会が多い学級担任や教科担任等を参画させる。
- 学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにする等、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、対策委員会の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とする。
- 対策委員会を実際に機能させるに当たって、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるように、「構成員全体の会議」と「日常的な関係者の会議」に分けて役割を分担する。

ア：「いじめ対策委員会A：校内における実効的組織（＝日常的な関係者会議）」

- ・ 定例職員会議及び毎週の職員打ち合わせの中で行っている「児童理解」の場をこれに位置付け、校内における日頃のいじめ事案や生徒指導上の課題に対応する機能を兼ねるものとする。
- ・ また、必要に応じて、随時、関係職員による「ミニケース会議」をもち、個々の事案に対するチーム対応を推進する。

イ：「いじめ対策委員会B：構成員全体の会議」

- ・ 年間反省や学期反省で常に見直しを図り、いじめ防止の取り組みが計画通りに進んでいるかのチェックや、いじめ事案への対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた方針や計画の見直し等、PDCAサイクルで検証し、本方針に反映させる。
- 重大事態の調査を学校が行う場合に、上記組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応できるようにする。

(3) いじめの防止に関する取り組み

法第15条の規定に基づき、本校では、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

また、本校はいじめを防止するため、児童の保護者、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって児童が自主的に行うものに対する支援、児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

特に、次の①～⑥に留意して取り組むようにする。

① 基本的考え方

- 全ての教職員が、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子ども被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- 未然防止のために、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。
- 未然防止のために、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- 児童に集団の一員としての自覚や自信が生まれ、また、それによって、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出すようにする。
- 未然防止の取り組みの成果については、日常的な児童の行動状況の把握、定期的なアンケート調査、児童の欠席日数等で検証する。また、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行う

かについて定期的に検討する。

② いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点等について，校内研修や職員会議で周知を行い，また，平素から教職員全員の共通理解を行う。
- 児童に対して，全校集会や学級活動等で校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- いじめの未然防止のための授業を，「対策委員会」の構成員である教職員が講師を務め実施し，学校いじめ対策組織の存在及び活動が，児童に容易に認識される取組を行う。
- 常日頃から，児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として，何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

③ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動等の推進により，児童の社会性を育む。
- 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等，児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- 発達の段階に応じて，児童がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することにより，正面から向き合うことができるよう，実践的な取組を行う。
- いじめは重大な人権侵害に当たり，被害者，加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり，決して許されないことについて，実例を示しながら，人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- いじめが刑事罰の対象となり得ること，不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることについて，実例を示しながら，人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

④ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめ加害の背景には，勉強のストレスが関わっている場合があることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- いじめ加害の背景には，人間関係のストレスが関わっている場合があることを踏まえ，学級等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ストレスを感じた場合に，それを他人にぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりする等，ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払う。
- 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は，いじている児童や周りで見ていたりはやし立てたりしている児童を容認するものであり，いじめられている児童を孤立させ，いじめを深刻化させるため，そのような認識や発言はしない。
- 発達障がいを含む，障がいのある児童がかかわるいじめについては，教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し，それらの差からいじめが行われることがないように，教職員，児童，保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに，学校全体で注意深く見守り，支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員に対して正しい理解の促進を行い，必要に応じて学校として対応策を講

ずる。

- 新型コロナウイルス感染症に係る差別やいじめについても、地域・家庭（PTA）と連携しながら感染症についての正しい知識と対応を共有し、地域と共に未然防止の指導に努める。

⑤ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。
- 児童の自己有用感が高められるように、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるようにする。
- 児童の自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設ける。
- 異学校種や同学校種間で連携し、児童の社会性や自己有用感・自己肯定感が、発達段階に応じて身に付いていくように取り組む。また、それによって、児童自らが長い見通しの中で、自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるようにする。

⑥ 児童が自らいじめについて学び、取り組む

- 児童自らが、いじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を行う。
- 児童は「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チク)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることを学ぶ。
- 児童は、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることを学ぶ。
- 児童会あるいは児童が「やらされている」だけの活動に陥ることや、一部の役員等だけが行う活動に陥らないようにする。また、全ての児童がいじめの防止の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックしながら、教職員は陰で支える役割に徹するようにする。

(4) いじめの早期発見に関する取り組み

法第16条の規定に基づき、本校は、いじめを早期に発見するために、定期的な調査や必要な措置を講ずる。また、在籍する児童及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備し、それに当たっては家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童の教育を受ける権利等が擁護されるように配慮する。

特に、次の①②に留意して取り組むようにする。

① 基本的考え方

- 教職員は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- 暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

② いじめの早期発見のための措置

- 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校いじめ防止基本方針に、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な

対処方法について定める。

- アンケート調査や個人面談において、児童が自ら「SOS」を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、それを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。
- 児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 保護者用のいじめチェックシート等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援する。
- 教職員は、児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。また、児童の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」等と悩みを過小評価せず、相談を受けたことには真摯に対応する。
- 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に相談体制を点検する。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- 休み時間や放課後の雑談等で児童の様子に目を配り、個人ノートや教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して、交友関係や悩みを把握する。また、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、いじめの早期発見に取り組む。

(5) いじめに対する措置に関する取り組み

法第23条の規定に基づき、教職員がいじめを発見したとき、あるいは、児童がいじめを受けていると思われるとき、又は通報や相談を受けたときは、速やかに、「**対策委員会**」に対し当該いじめによる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。「**対策委員会**」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。なお、特に次の①～⑦に留意して取り組むようにする。

① 基本的考え方

- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「**対策委員会**」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、「**対策委員会**」に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを理解する。
- 加害児童に対しては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応する。

② いじめが「解消している」状態

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」及び「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。ただしこれらが満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはしない。
- いじめが「解消している」状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の期間を少なくとも3か月を目安とする。
- 学校の教職員は、少なくとも3か月を目安に、その期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめの解消について判断を行う。
- いじめの被害の重大性等から、いじめが「解消している」状態について長期の期間が必要であると

判断される場合は、少なくとも3か月の目安にかかわらず、「対策委員会」（あるいは市教育委員会）の判断によりより長期の期間を設定する。

- いじめが「解消している」状態の判断に際しては、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかについて、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。
 - 教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有していることを自覚し、また、「対策委員会」は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、それを確実に実行する。
 - いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。
- ③ いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為を止める。
 - 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりを持つ。
 - いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全は確保する。
 - 教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
 - 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「対策委員会」において直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告すると共に、被害・加害児童の保護者に連絡する。
 - 児童から学校の教職員にいじめ（疑いを含む。）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとり、児童から「報告・相談しても何もしてくれない」と思われないようにする。
 - いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
 - いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合で、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく鶴岡警察署と相談して対処する。
 - 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ いじめられた児童又はその保護者への支援
- いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う場合には、いじめられている児童にも責任があるという考え方は持たず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるようにする。
 - 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
 - いじめられた児童から、事実関係の聴取を行った場合には、家庭訪問等により、（その日のうちに）迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
 - 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
 - いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

- いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
 - いじめられた児童やその保護者への支援として、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。また、必要に応じ、被害児童の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
 - いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、いじめられた児童やその保護者に、折りに触れ必要な支援を行う。
 - いじめられた児童やその保護者に、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮した指導を行い、また、児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
 - いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒（学校教育法第11条の規定に基づき）を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意しいじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ⑥ いじめが起きた集団への働きかけ
- いじめを見た場合には、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - 児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものであることを児童に伝える。
 - 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- ⑦ インターネット上のいじめへの対応
- インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、被害児童や関連した児童への指導に当たっては、「**対策委員会**」によるチーム対応で指導を行う。（聞き取り・個別面談・保護者及び業者等の対応）
 - 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を行う。また、こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
 - 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、

適切に援助を求める。

- 早期発見の観点から、市教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することによりインターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 児童が悩みを抱え込まないように、山形地方法務局鶴岡支局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

(6) いじめの防止等に関するその他の留意事項

① 組織的な指導体制

- いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

② 校務の効率化

- 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整える等、校務の効率化を行う。

③ 学校評価と教員評価

- 学校基本方針に基づく取組の実施状況（いじめの防止等のための取組に係る目標の達成状況を含む）について、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条、第67条及び第68条にのっとり、学校評価ガイドライン（平成28年改訂）を踏まえ学校評価を実施する。なお、以上の評価の際には、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。
- 学校評価及び教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、学校基本方針に基づく取組の実施状況を中心に、例えば、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等について評価する。

（例：学校評価の進め方）

学校では、評価項目に対して、教職員による「自己評価」を行い、次に学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行い、それらの自己評価及び学校関係者評価の結果を市教育委員会に報告し市連絡協議会において、その報告を踏まえつつ、「第三者評価」として専門的視点から評価を行う。各学校は、その結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

i) 自己評価の実施

- 「**いじめ対策委員会**」より、教職員を対象に自己評価を実施する。その際、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。
- 「**いじめ対策委員会**」は、自己評価の結果を踏まえ改善方策をとりまとめ報告書を作成する。

ii) 学校関係者評価の実施

- 学校いじめ対策組織外部委員、PTA役員保護者、学校評議員、接続する学校の教員等により、報告書（自己評価結果、改善方策等）の内容について、意見交換や活動観察等を通じて評価を実施する。
- 評価の結果について、学校いじめ対策組織がとりまとめる。

iii) 自己評価及び学校関係者評価の結果の報告

- 学校関係者評価の結果を踏まえ、必要に応じて、学校いじめ対策組織が改善方策等の見直しを行い、報告書（自己評価結果、学校関係者評価結果、改善方策等）を市教育委員会に提出する。

iv) 市連絡協議会による評価（第三者評価）の実施

- 各学校の報告書を踏まえ、市連絡協議会により、各学校のいじめ防止等の取組状況について専門的視点から評価を実施する。

v) 学校評価の公表等（各学校）

- 自己評価・学校関係者評価の結果と改善方策等及び市連絡協議会による評価について、各学校が定める方法で、保護者等への公表に努める。
- 翌年度の学校基本方針に、当該学校の学校評価結果の概要、あるいは課題を記述し、その改善を図るよう、学校基本方針の目標設定や具体的取組等へ反映させる。なお、そのような学校基本方針への学校評価結果や課題の具体的な記述によって、学校評価結果の公表とすることも想定される。

（例：教員評価の進め方）

学校評価において実施される教職員の自己評価の機会を活用し、教職員個々がその自己評価結果を基に、課題を把握し、その改善に向けた取組案等をまとめ、それについて校長が必要な指導・助言等を行う。

i) 教員評価実施要領の作成

- 「**対策委員会**」が、ねらい、学校評価計画（学校評価と併せて教員評価を行う）、教員評価の実施方法、結果活

- 用等を記載した教員評価実施要領を作成する。その際市教育委員会作成の教員評価実施要領を参考にする。
- ii) 学校評価における自己評価の実施
 - 「**対策委員会**」により、教職員を対象に自己評価を実施する。その際、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。
 - iii) 教員評価記録書の作成・提出
 - 自己評価結果に基づく課題把握と改善取組案をまとめ、そのまとめと自己評価結果と合わせて教員評価記録書として、学校長に提出する。その際、市教育委員会作成の教員評価記録書を参考にする。
 - iv) 教員評価記録書の活用等
 - 各教職員による教員評価記録書を基に、校長が必要な指導・助言等を行う。

④ 地域や家庭との連携

- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることを通じて、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- 家庭訪問や学校通信等を通じて、いじめの問題について家庭との緊密な連携協力を行う。
- 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けることや、**あつみ小学校学校運営協議会**、**あつみ小学校後援会**を活用する等、地域と連携した対策を推進する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

市教育委員会又は学校は、法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

市教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について適切に提供する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

① 重大事態の意味（法第28条1項第1号及び第2号）

- ・ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ・ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」については、不登校の定義を踏まえ、年間欠席日数30日を目安とする。
 - ※ ただし、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は欠席日数が30日（目安）に達する前から市教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に相当するか否かの判断を学校が行う場合は、市教育委員会と協議する。市教育委員会に報告・相談する目安としては、病気やけがなどの正当な事由がなく7日以上連続して欠席している場合とする。
 - ※ なお、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合、十分な調査等を実施した上で、いじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

② 重大事態の報告

法第30条第1項の規定に基づき、学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。また、報告する内容については、以下を基本とする。

- ・ 学校名および対象児童生徒の氏名、学年、性別
- ・ 報告の時点における対象児童生徒の状況
- ・ 重大事態に該当すると判断した根拠 等

③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条に規定する調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
(詳細は、市教育委員会の判断に沿って進めることとなるので、市の基本方針を参照のこと。)

④ 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について参加を図ることにより、当該調査の公平性や中立性を確保するよう努める。

学校がその調査を行う場合には、「**対策委員会**」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、市教育委員会と学校が協議し、市対応委員会より人員を派遣する等、適切な専門家を加え設置する。

(詳細は、市教育委員会の判断に沿って進めることとなるので、市の基本方針を参照のこと。)

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

⑥ 調査実施に当たっての留意事項

(調査対象者、保護者等に対する説明)

- アンケートについては、市教育委員会又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童及びその保護者に説明した上で実施する。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒は噂や報道等に影響され、記憶があいまいになり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じる恐れがあることから、可能な限り、速やかに実施するよう努める。市対応委員会の立ち上げ等に時間を要する場合はあるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう市教育委員会及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努める。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも想定する。

(児童生徒等に対する調査)

- 被害児童、その保護者、他の在籍する児童、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。この際、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし、調査を実施する。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

(記録の保存)

- 調査により把握した情報の記録調査により把握した情報の記録については、市対応委員会が実施した調査の記録の他、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第28条第2項の調査において、市教委及び学校が取得、作成した記録を含む。なお、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて5年間は保存するが、5年を越えたとしても、当該事案への対応が終結するまで保管する。

(調査実施中の経過報告)

- 市教育委員会及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

(分析)

- 調査においては、法第13条の学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う。

(いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合)

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省）を参考に行う。

(不登校重大事態である場合)

- 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行う。

⑦ 重大性を踏まえた市教育委員会の支援

当該事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

⑧ 個人のプライバシーへの配慮

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

法第28条第2項の規定に基づき、市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明し、この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。また、加害者側への情報提供に係る方針については、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、市個人情報保護条例等に従って、情報提供及び説明を適切に行う。その際「市個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を適切に整理して行う。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、法第28条第3項の規定に基づき、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市教育委員会及び学校として、事案の内容や重要性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

② 加害児童生徒、他の児童生徒等に対する情報提供

市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について、説明を行う。調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り事前に調査結果を

報告する。市教育委員会及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む。）とともに調査結果を説明し、事実関係を伝える。

報道機関等の外部に公表しない場合であっても、市教育委員会及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

③ 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告に当たっては可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものになるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

④ 調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を検討する。

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導などを行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行う。

市教育委員会及び学校におけるいじめ事案への対応において、法や国基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。

第3 その他

この基本方針の見直しに関すること

- 本校の基本方針に沿って日々の指導・対応を重ねていくものとし、毎年度末の「年間教育反省」で検討を行い、随時見直しを図っていく。

平成26年	6月	旧温海小学校において初版（案）策定。
平成27年	2月	（同）改訂版。
令和元年	8月	鶴岡市の基本方針改訂を受けて、 「あつみ小学校いじめ防止基本方針」及び 「早期発見・事案対処のマニュアル」として改訂。
令和3年	3月	新型コロナウイルス感染症による差別・いじめへの 対応及びネット上のいじめ対応等にかかる部分改訂。
令和4年	3月	第2の1の（1）③の項に「校内研修の年間計画表」 を追加、及び「地域・家庭との連携」の項に「あつみ 小学校学校運営協議会」を追加する部分改訂
令和5年	4月	第2の1（3）④いじめが生まれる背景から、東日本 大震災の被災児童・避難児童についての項目削除。

いじめ発生時の「あつみ小学校」としての組織対応について

≪1 児童の気になる情報をキャッチ≫

- ① いじめられた児童や保護者からの訴え
- ② 他の児童からの情報
- ③ いじめらしき現場を発見
- ④ 児童の言動からいじめのサイン
- ⑤ 家庭や地域からの情報
- ⑥ アンケート調査等

≪2 情報を受けた教職員は校内で報告≫ ※単独での判断・対応はしない。素早く組織対応

- ① 情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために、簡単な**報告書（記録）**を作成
・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容や状況等
- ② 発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭・校長 のルートで報告を基本とする。

≪3 いじめ対策委員会（1）当該児童に聞き取りをする前に≫

- ① 構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主任、担任、養護教諭、発見者
(状況によって特別支援コーディネーターが加わることもあり。)
- ② 資料：いじめ報告書、被害・加害児童に関する資料（家庭環境調査票など）
- ③ 会議内容： ≪原則≫ ※「いじめは絶対に許さない」との強い認識に立つ。
※ いじめられている子どもの側に立って判断する。
ア) 事実確認のための計画（役割分担、聞き取り日時、聞き取り場所など）
・被害児童面接 ・加害児童面接 ・周囲の児童面接 ・保護者への連絡
イ) 事実確認の項目
・いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の様子）
・いじめの動機や背景 ・被害、加害児童の言動とその特徴
・保護者が知っていること ・他の問題行動等との関連
・ネットいじめの状況（ネット上への書き込み内容・発信日時、発信者等）確認

≪4 事実確認の実施≫

※ 事実確認は速やかに。集約は文書にまとめる。

- ① 事実関係が確定するまで、対応会議のメンバーで情報交換をして、確認内容を集約する。
- ② 事実確認を行うときの留意点
 - ア) 被害児童に対して
 - ・ 教師は被害者の見方に立ち、子どもを支える立場で接する。
 - ・ いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに、気持ちに寄り添って話を聞く。
 - イ) 加害児童に対して
 - ・ いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする場合は、受容的に聞く。
 - ・ いじめには、けんか両成敗的な指導はしない。
 - ウ) 被害児童保護者に対して
 - ・ 保護者には直接会って面談をし、保護者の立場や心情に十分配慮しながら、現段階での状況と今後の対応について説明する。
 - ・ 保護者の考えや求めが具体的に何であるかを確認して、話を終えるよう配慮する。
 - エ) 周囲の児童へ
 - ・ 事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断を伝えない。
 - ・ 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。
 - ・ 当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。

≪5 いじめ対策委員会（2）≫ ※状況によっては、校長（又は教頭より）市教委へ連絡する。

【会議の内容】

- ① 指導方針の検討と決定 及び 指導体制の確立

＜例＞（実際には、前担任・T.T担当・教科担任なども考慮しながら対応する）

- ・ 被害児童担当チーム … 担任、養護教諭、（スクールカウンセラー）
- ・ 加害児童担当チーム … 生徒指導主任、担任、やさしい子育て部
- ・ 保護者との連携担当チーム … 教頭、教務主任、担任
- ・ 周囲の児童担当チーム … やさしい子育て部

② いじめが長期化・複雑化した場合の、関係機関との連携の必要性の有無を確認

＜6 いじめ解決への指導・支援＞

【被害児童担当チーム】

- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられた児童が安心できる環境の確保を図る。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。
- ・ ネットいじめの場合は、必要に応じて通信業者（プロバイダー）や警察の協力を得る。
- ・ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

※ 自殺につながる可能性がある場合は「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行いながら、いじめの再発防止に努める。

- ・ Tell : 心配していることを伝える、
- ・ Ask : 自殺願望について尋ねる、
- ・ Listen : 気持ちを傾聴する、
- ・ Keep safe : 安全の確保

【加害児童担当チーム】

- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・ いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携して対応し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。また、ネットいじめの場合は、必要に応じて通信業者（プロバイダ）や警察の協力を得る。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、場合によっては特別の指導計画による指導や、警察と連携した措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることから、懲戒を加える際には、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ・ 状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

【保護者との連携担当チーム】

ア) いじめられた児童生徒の保護者への対応

- ・ 家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ・ 保護者の心情を配慮しながら、誠意をもって対応する。
- ・ 事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。

- ・ 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- ・ 学校で安心して生活できるようにすることを約束する。
- ・ 具体的な対応と経過については、今後、連絡を取り合う中で説明することを伝える。

イ) いじめた児童の保護者への対応

- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・ 保護者に対する継続的な助言を行う。また、子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。
- ・ 保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。
- ・ 保護者が我が子の正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。
- ・ 必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

【周囲の児童担当チーム】

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。（場合によっては全校指導も行う。）

《7 いじめ対策委員会（3）》

① 経過観察について

- ・ 「いじめのサイン（兆候）はないか。」「交友関係はどうか。」「意欲的に生活できるようになったか。」等の観察後、三者面談（本人、保護者、担任等）を行い、「いじめられている」という本人および保護者の意識について、現状を確認する。

② いじめのその後についての検討

- ・ 「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援の方針を再検討する必要があるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。（本人、周囲、保護者などからの定期的な聞き取り）

※ いじめの解決とは、当事者間の謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む児童の集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

→ P.10（5）いじめに対する措置に関する取り組み ②いじめが「解消している」状態

《8 いじめ対策委員会（最終）》

いじめが解決したと認定してよいかを検討する。

→ 解決していない場合は、P.18《5 いじめ対策委員会（2）》へ戻り、再検討。

→ 解決した場合は、前述のP.4～第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項の

1 あつみ小学校の基本的な取り組み（3）いじめの防止に関する取り組み(P.7)へ移行する。